# NEWSLETTER

2022.07

季刊情報誌

泛華偉業知識産権



# 目次





2022. 0

季刊情報誌

泛華偉業知識產権



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知度権に関する法的コンサルティングと関連を提供しております。

#### 二 業界観察

- ・ 改正「中国独占禁止法」が2022年8月1日から施行
- 2022年7月1日からの塩基配列又はアミノ酸配列の提出は、WIPOの ST.26標準を満たすべき
- 2022年6月15日から登録手続を行う特許出願の印紙税 を廃止
- 中国国家発展改革委員会が意匠特許年金、個別指定 料金の基準を公布
- 中国国家知識産権局PPH請求データ統計
- 2021年世界5大特許庁が受け付けた特許出願の統計

#### **III** サービスソリューション

専利出願書類の作成について

#### **||** 典型案例紹介

- ・ ソフトウェア権利侵害の認定
  - 【ソフトウェア権利侵害事件におけるソースコード比較の問題 について】

#### 17 実務動向

・ 海外企業が英語/ラテン語による文字商標の中国語 バージョンを登録する理由及び中国語商標の付け方 について

# 業界観察

#### 改正「中国独占禁止法」が2022 年8月1日から施行

2022年6月24日、中国の第13期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第35回会議は独占禁止法の改正に関する決定を可決した。改正独禁法は8月1日から施行される。同法の改正は、2008年8月の施行以でもある競争の行われる市場システムを維持することを目的としている。今回の改正決定は全部で25条に関わり、独占禁止関連の制度・規則をさらに整備したものである。

事業者集中については、第一に、申告基準に達していない事業者集中に対する調査、処理手続を完備する。申告基準に達していない場合でも、競争排除・競争制限の効果を持つか、あるいはその可能性があると証明する証拠がある場合、国務院独占禁止法執行機関は事業者に申告を要求することが

できる。事業者が申告しない場合、法により調査を行わなければならない。第二に、事業者集中の審査業務の必要性に基づき、審査期間の「中止」制度を追加した。第三に、国務院独占禁止法執行機関は事業者集中の分類、分級審査制度を整備し、法により経済や民生生活等に関する重要分野における審査を強化し、審査の質と効率を高めなければならないと規定した。

情報元:新華網

2022年7月1日からの塩基配列 又はアミノ酸配列の提出は、 WIPOの ST.26標準を満たすべき

世界知的所有権機関(WIPO)の関連決議によれば、2022年7月1日から中国国家知的財産権局に提出する国内特許出願及びPCT国際出願において、特許出願書類に配列表が含まれている場合、当該配列表のXML形式の電子データはWIPOのST.26標準求に準拠しなければならない。

国内特許出願を電子形式で行う場合は、明細書の追加手数料を算定するために、PDF形式の配列表データも同時に提出しなければならない。

WIPOの ST.26標準の実施に関する詳細に ついては、https://www.wipo.int/standards/en/sequence/faq.htmlを参照してください。

情報元:中国国家知識産権局

# 業界観察

## 2022年6月15日から登録手続を行う特許出願の印紙税を廃止

2022年7月1日から施行された『中華人民共和国印紙税法』に基づき、印紙税の徴収範囲に「権利/許可証」は含まれない。中国国家知識産権局は2022年7月1日(当日を含む)より、特許証書及び集積回路配置図設計登記証書の印紙税に係る代理徴収業務を終了する。

納付期限が2022年6月15日(当日を含む)以降であり、その証書発行日が2022年7月1日より遅くなる場合、印紙税を納付する必要はない。

情報元:中国国家知識産権局

#### 中国国家発展改革委員会が意 匠特許年金、個別指定料金の基 準を公布

中国国家知識産権局、中国国家発展改革委員会及び財政部は、『意匠特許年金、個別指定料金の基準に関する問題の通知』に関する通知([2022]465号)を公布した。

『中華人民共和国特許法』及び『財政部および中国国家発展改革委員会による、特許料項目への個別指定料金の追加に関する事項の通知について』(財税[2022]13号)の関連規定に基づき、意匠権の存続期間を10年から15年に延長し、中国進入を指定する意匠の国際出願及び国際登録の更新について、関連出願人は個別指定料金を納付しなければならない。同基準は2022年5月5日より施行されることになった。

- (1) 意匠権年金は、11年目から15年目までは、1年につき3.000元とする。
- (2)個別指定料金は、第1期(1~5年)が 4,100元、第2期(6~10年)が7,600元、第 3期(11~15年)が15,000元とする。

前記庁費用基準に規定された第1期の個別指定料金(即ち、国際意匠出願時に納付しなければならない中国に対する個別指定料)は、一般の中国国家意匠特許の出願料CNY500に第1-5年の年金CNY3600を加えた合計に相当し、第2期及び第3期の個別指定料金(即ち、国際意匠特許の第1回及び第2回更新時の中国に対する個別指定料)は、それぞれ一般の中国意匠特許の第6-10年、第11-15年の年金の合計に相当する。

情報元:中国国家発展改革委員会

#### 中 国 国 家 知 識 産 権 局 PPH 請 求データ統計

2021年12月まで、中国国家知識産権局は29の国又は地域の特許局と特許審査ハイウェイ(PPH)試行プロジェクトを開始した。これらの国と地域とは、アメリカドイツ、ロシア、デンマーク、メキシコ、オーストリア、韓国、ポーランド、カナダ、シンガポール、ポルトガル、スペイン、イギリス、エジプト、チリ、チェコ、ユーラシア特許庁、コンド、アルゼンチン、ストリア、アイスランド、アルゼンチン、ストリア、アイスランド、アルゼンチン、本、エア5(中国国家知識産権局、欧州特許庁、共国特許庁、韓国特許庁、米国特許商標庁)、

# 業界観察

ノルウェー、サウジ、フィンランド、 ブラジル である。

中国国家知識産権局が提供したPPH統計データによると、2011年から2021年12月末までに、中国国家知識産権局は合計48,884件のPPH請求を受けた。そのうち、出願人が日本特許庁の業務結果を使用しているものは、全部で19,602件、米国特許商標庁の業務結果を使用したものは合計17,677件、欧州特許庁の業務結果を使用したものは合計2,945件、ドイツ特許高標を使用したものは合計2,945件、方の業務結果を使用したものは合計2,945件、方の業務結果を使用したものは合計2,945件である。

中国国家知識産権局にPPH請求をしてから第1回目の審査意見が出されるまでに平均1.6ヶ月かかり、権利付与又は却下までに平均10.7ヶ月かかり、平均1回の審査意見が出された。

各国の国家特許局が提供したPPHデータに基づいて統計すると、中国国家知識産権局の業務結果を用いてPPH請求をしたものは合計12,306件である。そのうち、米国特許商標庁へのPPH請求が7,553件、欧州特許庁へのPPH請求が116件、日本特許庁へのPPH請求が1098件、韓国特許庁へのPPH請求が944件、その他がカナダ357件、ロシア312件、ブラジル213件等である。

情報元: 中国国家知識産権局/ 日本特許庁ホームページ

# 2021年世界5大特許庁が受け付けた特許出願の統計

世界の5大特許庁である中国国家知識産権局(CNIPA)、欧州特許庁(EPO)、日本特許庁(JPO)、韓国特許庁(USFPTO)、米国特許商標庁(USFPTO)の統計によると、2021年は新型のサウイルスの影響が続いているものの出際件数は前年より4.6%増加に変したことでの最高レベルに達したことであり、2020年全年より5.9%増加した。4020年全年より5.9%増加した。

2021年5大特許局が受け付けた特許出願及び 2020年同期との比較統計データ

出願人国籍 特許局	中国	欧州	日本	韓国	米国	その他	合 計
中国	1,427,845	42,548	47,010	17,691	42,266	8,303	1,585,663
(CNIPA)	6.2%	5.0%	-1.8%	5.8%	11.6%	-11.2%	5.9%
欧州	16,665	83,775	21,681	9,394	46,533	10,552	188,600
(EPO)	24.1%	2.9%	-0.7%	3.2%	5.1%	4.1%	4.6%
日本	9,369	20,895	222,452	5,936	24,999	5,549	289,200
(JPO)	11.5%	9.0%	-2.2%	0.9%	11.3%	6.5%	0.3%
韓国	6,294	12,448	14,165	186,254	15,512	3,325	237,998
(KIPO)	47.5%	8.7%	1.1%	3.2%	16.2%	4.1%	5.0%
米国	44,907	88,886	76,275	37,197	283,331	60,879	591,475
(USPTO)	8.2%	-4.6%	-3.7%	-2.0%	1.5%	-7.9%	-1.0%
	1,505,080	248,552	381,583	256,472	412,641	88,608	2,892,936
合 計	6.6%	1.1%	-2.2%	2.5%	3.9%	-5.7%	3.7%

情報元: www.fiveipoffices.org

#### 専利出願書類の作成について

弁理士 劉照紅

専利出願書類は、発明創造の専利出願 人が法により国務院専利行政部門に提出する専利審査認可手続に用いる書類である。 この書類作成の質は専利審査認可手続き に影響するだけでなく、専利権の安定性に も関わり、後続の侵害訴訟における専利保 護範囲の確定にも影響を及ぼす。したがっ て、専利出願書類の質は専利の権利化と保 護にとって極めて重要である。

総じて言えば、専利出願書類の作成には、 発明創造の理解、技術方案の発掘、クレームの作成、明細書の作成、及び出願書類の 全体的な構造の考案というステップが主に 含まれる。本稿では、専利出願書類作成の 質を高めることに焦点を当て説明する。

#### (一)検索の重要性

現在、中国の専利代理業界では、技術内容についての発明者との意思疎通を重視し、検索業務を軽視する傾向がある。筆者はは、検索作業は出願書類作成の過程で重到出版書類作成の前に利用可能なデータリ、出願書類作成の前に利用可能なデーランとで、先人の知恵を合理的に参考にしよができる。特に、検索には次のような重要な役割がある:

- (1)デューデリジェンスの一環として明らかな新規性の有無を判断することで、出願人に不必要な損害を与えないようにする。
- (2) 先行技術に対して合理的に境界を画定

### サービスソリューション

- し、「余分な指定」を避ける。
- (3)請求項の「言葉遣い」を鑑みて、その精髄を取り入れ、書類作成のスキルを向上する。
- (4)出願書類の情報量を豊富にし、技術用語の使用を規範化し、添付図面の描き方を合理的に参考し、出願書類の品質を向上させる。
- (二)独立請求項には、技術的問題を解決するために必須な技術的特徴のみを記載しなければならない

独立請求項を作成する際には、発明の基 本概念を基に完全な技術方案をできるだけ 簡潔かつ厳密な言葉で明確に記載する必要 がある。独立請求項には、技術的問題を解 決するために必須な技術的特徴を記載しな ければならないが、技術的問題を解決する ために必要でない技術的特徴の導入は避け るべきである。必須な技術的特徴が欠けて いると、出願書類が『専利法実施細則』第 20条第2項の規定に合致しなくなるのに対し て、必須でない余分の技術特徴は請求項の 保護範囲を狭めることになる。したがって、 独立請求項を書きあげた後、その中の各特 徴が技術的課題を解決するために必須であ るか否かを逐一判断する必要があり、もしそ うであれば留保し、そうでなければ削除し、 最後に、留保されたすべての特徴の組み合 わせが発明の解決しようとする技術的課題 を確実に解決できるか否かを全体的に判断 する必要がある。以下、具体的な事例を用 いて、独立請求項に技術的課題を解決する ために必須な技術的特徴のみを記載するこ とをどのように実現するかを説明する。

#### 事例1:

電子装置であって、草案となっている独立請求項1は、次の通りである:

ディスプレイ、電源ユニット、再生待ちの 音声・映像情報を処理するためのマイクロプロセッサを含む電子装置であって、

ディスプレイと電源 ユニットとの間に接続 されるスイッチユニットをさらに含み、

前記マイクロプロセッサは再生待ちの情報が音声情報であることを検出した場合ディスプレイへの電源供給を遮断し、

前記マイクロプロセッサは、予め記憶されているユーザの習慣情報に従って、音声再生の音量を自動的に調整する調整ユニットをさらに含むことを特徴とする電子装置。

明細書には、従来技術における携帯電話等の電子装置には、ディスプレイとスピーカーが両方ともに動作する時の電力消費が比較的大きいので、バッテリーの使用時間が比較的短いという問題が生じるということが記載されている。本発明の目的は、上記課題を解決し、ディスプレイで消費される電力を節約し、バッテリーの持続時間を延長し、バッテリーの持続時間の長い電子装置を実現することである。

#### 【分析】

本明細書の具体的な実施形態に記載された内容から分かるように、ディスプレイで消費される電力の節約は、マイクロプロセッサが再生待ち情報の種類を判断して、ディスプレイの電源供給を選択的にオフにすることによって達成されるものである。

前記請求項の特徴を具体的に分析する:

特徴1:ディスプレイ、電源ユニット、再生 待ちの音声・映像情報を処理するためのマ

### サービスソリューション

イクロプロセッサを含む電子装置である。

この特徴1はプリアンブル部分の特徴であり、電子装置の主な構成部分もマイクロプセッサの役割も限定している。本発明とにディスプレイの消費電力を節約することでよって目的を達成し、電源ユニットはディストはで電力を供給するために使用され、「中生待ちの音声・映像情報を処理する」といるとで、特徴1は、本発明の技術なって、特徴1は、本発明の技術なので、留保されるべきである。

特徴2:電子装置は、ディスプレイと電源ユニットとの間に接続されるスイッチユニットをさらに含み、前記マイクロプロセッサは再生待ちの情報が音声情報であることを検出した場合ディスプレイへの電源供給を遮断する。

ここで、スイッチユニット及びスイッチユニットの位置はディスプレイへの電源供給に関係しており、映像情報を再生する必要がない場合にはディスプレイへの電源供給を遮断すれば、当然ディスプレイの消費電力が節約できる。したがって、この特徴2も必須な技術的特徴なので、留保されるべきである。

特徴3:前記マイクロプロセッサは、予め記憶されているユーザの習慣情報に従って、音声再生の音量を自動的に調整する調整コットをさらに含む。ユーザの習慣情報に基づいて再生音楽の音量を自動的に調整することは、より良い効果音を提供し、ユーザの需要を満たすことができるが、それは消費ではない方がするために欠かせない技術的特徴ではなく、必須ではない技術的特徴に属し、独立請求項に記載すべきではないので、草

稿となっている独立請求項から特徴3を削除する必要がある。

よって、削除後の独立請求項は次の通りである:

ディスプレイ、電源ユニット、再生待ちの 音声・映像情報を処理するためのマイクロプロセッサを含む電子装置であって、

ディスプレイと電源ユニットとの間に接続されるスイッチユニットをさらに含み、

前記マイクロプロセッサは再生待ちの情報が音声情報であることを検出した場合にディスプレイへの電源供給を遮断することを特徴とする電子装置。

最後にこの独立請求項をまとめると、ディスプレイと電源ユニットとの間に接続されたスイッチユニットでディスプレイへの電源供給を制御することにより、マイクロプロセッサが再生待ちの情報が音声情報であるフロインの電源供給を表した場合にスイッチユニットをオフにすることでディスプレイへの電源供給を電力を節約し、電池の寿命を延ばすことに新りまするというと言える。前記補正後の独立請求項には、技術的問題を解決するために必須な技術的特徴が記載されていると言える。

#### (三)従属請求項作成のポイント

従属請求項の重要な役割の1つは、合理 的な中位概念を用いて独立請求項に係わる 広範な上位概念を具体的な実施例と結びつ けることである。従属請求項に限定される保 護範囲を合理的に配置するには、2つの面 から考慮する必要がある。一つは、技術的 特徴の概括を上位から具体化へと段階的に 進める。もう一つは、従属請求項の引用関 係を、前の階層から次の階層へと、段階的

### サービスソリューション

に引用する。

具体的には、専利出願の実体審査手続及び後続の発生しうる専利権無効審判手続を考慮して、補正の余地を増やすために、各階層の従属請求項の保護範囲を段階的に、技術的特徴を上位から下位へ、一般から特殊へと段階的に、順次展開していくべきである。また、請求項を複数の階層の話求項が上階層の請求項を複数のに、同階層の請求項を複数設定することがである。最後に、最下階層の従属請求項のみが、具体的な付加技術的特徴に関わる。

#### (四)明細書の十分な公開示

『専利法』第26条第3項は、明細書では発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実施可能であることを基準とし明確かつ完全な説明を行うべきであると規定している。

「明細書の開示不十分」は、明細書の作成時に特に注意が必要な点である。例えば、下記のような記載はいずれも「明細書の開示不十分」を招く。

- ●明細書に記載の発明の技術内容があいまいであるか、あるいは、技術的課題を解決して技術的効果を達成するための技術的手段を与えていない。
- ●明細書に記載の発明の技術的手段があいまいであるか、あるいは、発明が解決しようとする技術的問題を解決できない。
- ●引用形式により開示不十分である。
- ●発明の重要な技術内容を示した明細書の 添付図面が不明瞭または不完全である。

周知のように、中国の実務では、「補正

が範囲を超えている」ことに対する審査官の 判定は非常に厳しい。例えば、出願書類が 「明細書の開示が不十分」と指摘されると、 当該欠陥に対する補正は多くの場合、「補 正が範囲を超えている」と判定され、許され ない。したがって、明細書の作成時に「明細 書の開示不十分」をできるだけ避ける必要 がある。「明細書の開示不十分」に係る事例 を下記のとおり説明する。

#### 事例1:

特許請求の範囲において保護を求める発明は、交流電源を利用したシガーライターであり、交流を直流に変換することなく、交流を直接利用してシガーライターを駆動する。明細書には、このシガーライターは交流電源が使用できるということだけが記載され、その具体的な構造については記載されていない。

#### 【分析】

従来技術におけるシガーライターは、いず れも直流電源を用いて駆動されていたが、 本発明の改良点は、このシガーライターが 交流駆動によるタバコの着火を実現できる ことにあると指摘されている。明細書では、 このシガーライターが交流電源を利用して 着火を駆動することについて1つの構想しか 示さず、このシガーライターの改良点に至っ ては、その具体的な構造が与えられていな いため、当業者は明細書に記載の内容に 従って、本発明のシガーライターがどのよう に交流電源で駆動されるかを知ることがで きない。よって、本願の明細書は本発明に ついて明確かつ完全に説明することができ ず、当業者は明細書の記載に従って本発明 を実施することができない。

### サービスソリューション

#### 事例2:

特許請求の範囲において保護を請求する 発明は機械鍛造プレス設備であり、明細書 で提起された技術的課題を解決するために、 この機械鍛造プレス設備に特殊鋼製の部品 を組み込んでいる。本明細書では、機械設 備の構造について詳しく説明されているが、 本発明の実施に重要な役割を果たす特殊鋼 の組成は開示されていない。

#### 【分析】

この事例で、出願人は「技術秘密」の保護を考慮して、本発明の重要な技術的特徴である「特殊鋼の組成」を公開していないので、明細書には曖昧で不明確な技術的手段しか示されておらず、明細書に記載された内容に基づいて当業者が本発明の技術方案を実施できないため、明細書の公開が不十分になる。

また、発明が十分に開示されているか否 かの判断において、背景技術が重要な要素 となる場合もあると筆者は考えている。発明 は常に一定の先行技術に基づいて行われる ものであり、出願人は通常、明細書におい て関連する全ての先行技術を詳細に説明す ることができない。したがって、関連先行技 術に対する出願人の理解度が当業者よりは るかに高い場合には、関連先行技術の説明 及び引用を無視したせいで、「公開が不十 分」になる可能性がある。発明の技術方案 と密接に関連し、かつ発明の内容の十分な 開示に影響を与える可能性のある背景文献 を 背 景 技 術 に 加 え る な ど し て 、 出 願 人 が 背 景技術を十分に利用すれば、この問題を避 けることができる。

以上、筆者は、検索の重要性、独立請求

サービスソリューション

項に技術的課題を解決するために必須な技術的特徴だけを記載すべきこと、従属請求項の作成ポイント及び明細書の十分な開示という4つの面から特許出願書類の作成を検討した。

#### 参考資料:

- ●『中華人民共和国特許法』
- ●『特許法実施細則』
- ●『特許審査指南2010』
- ●『専利出願代理実務-電子単位帳』李超編集長
- ●『質の高い特許出願書類-2013年特許審査及び 特許代理学術シンポジウム優秀論文集』中華全国特 許代理人協会編

#### 筆者プロフィール

劉照紅弁理士は2002年に曲阜師範大学物理工程 学院を卒業し、学士学位を取得しました。2007年に、 南開大学物理学院を卒業し、博士学位を取得しまし た。2014年、北京パナウェル特許事務所に入所して、 主に光電技術、物理電子工学、通信等の分野におけ る特許出願書類の作成、審査意見通知書への応答、 拒絶査定不服審判、特許の分析と検索、及びコンサ ルティングなど業務に従事しています。

# 典型案例紹介

#### ソフトウェア権利侵害の認定

#### 【ソフトウェア権利侵害事件におけるソース コード比較の問題について】

(2018)京73民初661号

発効日:2021年9月23日、二審を経て発効

#### 【事件の概要】

シノグリッド社(SinoGrid社)は、 「WiseGrid慧敏アプリケーションデリバリー ゲートウェイシステム v4.1 」と題 するソフト ウェアの著作権者です。シノグリッド社は、 智恒網安社が許諾を得ずに、シノグリッド社 の退職者である範氏を利用して、権利ソフト ウェアを取得し、自社が生産、販売する「智 恒 Galaxy ADCアプリケーションデリバリー 制 御システム v 5 . 0 」 製 品 に 使 用したと主 張し た。シノグリッド社によると、公証証書に記 載のように、智恒網安社の生産、販売する 「智恒Galaxy ADCアプリケーションデリバ リー制御システム V 5.0 」製品に組み込まれ たソフトウェアは、シノグリッド社が著作権を 有 する Wise Grid アプリケーションデリバ リーゲートウェイシステム ٧4.1ソフトウェア と実質的に類似しており、智恒網安社は中 途採用で入社した社員によりシノグリッド社 の上記ソフトウェアに接触した可能性がある。 智恒網安社が本件において提出したソース コードと被疑製品の中で動作している被疑ソ フトウェアとの類似度は50%であり、技術調 査官は双方当事者が提出したソースコード に対し類似性比較を行っていない。

#### 裁判結果:

第一審の判決:智恒網安社は侵害を停止し、 シノグリッド社に謝罪し、シノグリッド社に経 済 的 損 失 及 び 合 理 的 支 出 計 5 0 万 元 を 賠 償 する。

第二審の判決:上訴棄却、第一審判決を維持。

裁判の根拠は、『中華人民共和国著作権 法』第四十八条第(一)号、第四十九条、『コンピュータソフトウェア保護条例』第八条第 一項第(二)号、第(三)号、第(四)号、第 (五)号、第九条、第二十三条第(二)号、第 (四)号、第(五)号、第二十四条第一項第 (一)号、第(二)号。

#### 【判決要旨】

ソフトウェア著作権侵害紛争において、 ソースコードの比較は、被疑ソフトウェアが 権 利ソフトウェアの 著 作 権を 侵 害しているか 否かを判断する必須の要件及び必須の段 階ではなく、ソフトウェア著作権の侵害判断 は、依然として接触可能性に加え、実質的 類似性の有無という侵害判断基準に従わな ければならない。権利者が被疑ソフトウェア に権利ソフトウェアと同一の自主命名情報、 設計上の欠陥、冗長設計等の特有情報が 存在することを立証した場合には、権利者 が初歩的な立証責任を行ったとみなされる。 この時点で、立証責任は被疑侵害者側に移 る。被疑侵害者側は権利侵害行為が実施さ れていないことを証明するために反証を提 供しなければならない。権利者が提出した 証拠が権利侵害の成立を初歩的に証明でき、 被疑侵害者が反証を提出していない場合、 又は提出した反証が権利侵害の認定を覆す のに十分でない場合、被疑侵害者は相応の 権利侵害責任を負わなければならない。

情報元:北京知識産権法院

# 実務 動向

海外企業が英語/ラテン語による文字商標の中国語バージョンを登録する理由及び中国語商標の付け方について

外国企業が中国で事業を展開し、特に中国市場で製品やサービスを提供することを計画している場合には、英語/ラテン語又は他の言語(以下、非中国語と称する)による文字商標の対応する中国語バージョンを中国国家知識産権局に出願登録することを薦める。

これまでのところ、外国企業の多くは、抜け駆け出願を防ぐために非中国語による文字商標を中国で事前に登録する重要性を認識していたが、対応する中国語商標の保護を無視している海外企業が多いので、これらの企業に危険が生じている。下記は非中国語による文字商標を中国語で登録する理由である:

- 1.中国語による商標は、中国の消費者が識別し、記憶しやいので、商標を中国の消費者に宣伝するのに役に立つ。
- 2. 非中国語による文字商標の対応する中国語商標を事前に登録出願することによって、悪意のある抜け駆け出願者が先に登録出願又は模倣して、誤認・混同を利用し利益を得ることを防止することができる。
- 3. 中国語商標により悪影響のあるニック ネームを避けることができる。

実際には、中国人が読みにくい非中国語によるブランドが中国市場で消費者に広く受け入れられれば、その読み方や構成に応じて、大衆はブランドをよりよく記憶するため

に、その発音や構成に基づいて「ニックネーム」を自発的につけている。しかし、このような「ニックネーム」には否定的な意味があったり、からかいや冗談の要素があったりして、ブランドの毀損につながる可能性がある。

これまでの事例の中には、中国の消費者 のつけたニックネームが、元の非中国語に よるオリジナルブランドよりも人気が出る可 能性もあることが示唆されている。抜け駆け 出願人はそこに、中国語の商標登録を先制 して行うメリットを見出した。このような駆け 抜け出願によって、消費者が商品の出所を 混同したり、中国語のニックネームを使用し て模倣品を生産したり、中国市場における 非中国語によるオリジナルブランドの使用 や普及に、不要なトラブルを招くおそれがあ る。例としては、Google v.s.谷歌、Mamma Mia! v.s. 媽媽咪呀、Jordan v.s. 喬丹な どが挙げられる。このような事例で、真のブ ランド所有者は権利を守るために多くのお 金と時間を投じなければならなかった。

次に、非中国語による文字商標をどのように適切な中国語に訳すかについて、説明する。通常、翻訳、音訳又は翻訳と音訳との組み合せという3つの選択肢がある。理想的な訳し方は、次の例に示すように、翻訳/音訳をピジティブで魅力的なものにすると同時に、非中国語文字と強力な関係を維持することである:

1. 音 訳: 拉 菲(LAFITE)、 迪 士 尼(Disney)、西門子(Siemens)、福特(Ford)、 亜 馬 遜(Amazon)、奥 迪(Audi)、耐 克 (NIKE) 、阿 迪 達 斯(Adidas)、谷 歌 (Google).

- 2. 翻訳:步行者(WALKMAN)、空客(Airbus)、臉書(Facebook)、 殼牌(Shell)、通用(General Electric)、大衆(Volkswagen)、微軟(Microsoft)、軟銀(Softbank).
- 3. 翻訳と音訳との組み合せ:可口可楽(Coca Cola)、宜家(IKEA)、宝馬(BMW),奔馳 (Mercedes-Benz)、保時捷(Porsche)、露華濃(REVLON)、愛馬仕(Hermès)、家楽福(Carrefour)、領英(LinkedIn)、聯合利華(Unilever)、達美航空(Delta)、百安居(B&Q)、賽百味(Subway).

最後に、中国、台湾に加えて、香港、マカオにおいても、英語やポルトガル語が公用語であるものの、実際には中国語の方が多く使用されており、また、これらの地域での人的往来や企業間の交流も非常に頻繁であることから、中国語商標の登録出願を薦める。

